

④ その他

2 第20条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

第42条 各繰延資産に対する減価償却累計額は、当該繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示しなければならない。

(担保資産の注記)

第43条 資産が担保に供されているときは、その旨を注記しなければならない。

第3節 負債

(負債の分類)

第44条 負債は、流動負債及び固定負債に分類して記載しなければならない。

(流動負債の範囲)

第45条 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。

- ① 買掛金（通常取引に基づいて発生した事業上の未払金をいう。以下同じ。）
- ② 支払手形（通常取引に基づいて発生した手形債務をいう。以下同じ。）
- ③ 前受金（物品等の売却、役務提供等に対する前受金をいう。以下同じ。）
- ④ 引当金（資産に係る引当金を除く。以下同じ。）。ただし、1年内に使用されないと認められるものを除く。
- ⑤ 通常取引に関連して発生する未払金又は預り金で、一般取引慣行として発生後短期間に支払われるもの
- ⑥ その他の負債で、1年内に支払又は返済されると認められるもの

第46条 未払費用及び前受収益は、流動負債に属するものとする。

第47条 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債は、流動負債に属するものとする。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で貸借対照表日後1年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。

(流動負債の区分表示)

第48条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

- ① 買掛金
- ② 支払手形
- ③ 短期借入金（金融手形及び当座借越を含む。以下同じ。）。ただし、役員又は従業員からの短期借入金を除く。
- ④ 未払金
- ⑤ 未払費用
- ⑥ 未払法人税等
- ⑦ 未払消費税等
- ⑧ 繰延税金負債
- ⑨ 前受金

- ⑩ 預り金。ただし、役員又は従業員からの預り金を除く。
- ⑪ 前受収益
- ⑫ 引当金
- ⑬ その他

2 前項の規定は、同項各号の項目に属する負債で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該負債を示す名称を付した科目をもって別に掲記することを妨げない。

3 第1項第6号の未払法人税等とは、法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）及び事業税の未払額をいう。

4 第1項第7号の未払消費税等とは、消費税及び地方消費税の未払額をいう。

5 第1項第12号の引当金は、賞与引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

第49条 前条第1項第11号の資産のうち、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が負債及び資本の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

（固定負債の範囲）

第50条 長期借入金、引当金（第45条第4号に掲げる引当金を除く。）及びその他の負債で流動負債に属さないものは、固定負債に属するものとする。

第51条 繰延税金負債のうち、第47条に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

（固定負債の区分表示）

第52条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

- ① 長期借入金（金融手形を含む。以下同じ）。ただし、役員又は従業員からの長期借入金を除く。
- ② 長期未払金
- ③ 繰延税金負債
- ④ 引当金
- ⑤ その他

2 第48条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第1項第4号の引当金は、退職給付引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

第53条 前条第1項第5号の資産のうち、役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債で、その金額が負債及び資本の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

（役員に対する金銭債務の注記）

第54条 役員との間の取引による役員に対する金銭債務は、その総額を注記しなければならない。

(繰延税金資産及び繰延税金負債の表示)

第55条 第20条第1項10号に掲げる繰延税金資産と第48条第1項第7号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

2 第36条第1項6号に掲げる繰延税金資産と第52条第1項第3号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債としてその他資産又は固定負債に表示しなければならない。

(偶発債務の注記)

第56条 偶発債務(債務の保証、係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるものをいう。)がある場合には、その内容及び金額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

(手形割引高及び裏書譲渡高の注記)

第57条 受取手形を割引に付し又は債務の弁済のため裏書譲渡した金額は、受取手形割引高又は受取手形裏書譲渡高の名称を付して注記しなければならない。

第4節 資本

(資本の分類)

第58条 資本は、出資金又は基金、資本剰余金、施設設備補助金等積立金、利益剰余金及び有価証券評価差額に分類して記載しなければならない。

2 前項の場合において、資本の欠損がある場合には、利益剰余金は、欠損金として記載しなければならない。

(出資金又は基金の表示)

第59条 資本金に属するものの表示については、出資持分の定めのある医療法人においては出資金、その他の医療法人においては基金の科目をもって掲記しなければならない。(注1)

(資本剰余金の区分表示)

第60条 資本剰余金に属する剰余金は、次に掲げる項目の区分に従い、当該剰余金の発生源泉を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

- ① 保険差益積立金
- ② その他

2 前項の規定は、同項各号の項目に属する剰余金で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該剰余金を示す名称を付した科目をもって別に掲記することを妨げない。

(施設設備補助金等積立金の表示)

第 61 条 資本の部に計上される施設設備補助金等積立金は、資本剰余金の次に別に区分を設け、施設設備補助金等積立金の科目をもって掲記しなければならない。

(利益剰余金又は欠損金の区分表示)

第 62 条 利益剰余金又は欠損金に属する剰余金又は損失金は、次に掲げる項目の区分に従い、当該剰余金又は損失金を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

① 任意積立金

② 出資払戻超過額（出資持分の定めのある医療法人において、出資持分相当額の払戻を行った場合に、当該払戻額から出資額を控除した残額が積立てられた利益剰余金を超えるときの当該超過額をいう。）（注 2）

③ 次期繰越剰余金又は次期繰越欠損金

第 63 条 前条第 1 号の任意積立金に属する剰余金については、当該積立金の設定目的を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

(有価証券評価差額金の表示)

第 64 条 資本の部に計上される有価証券評価差額は、利益剰余金の次に別に区分を設け、有価証券評価差額金の科目をもって掲記しなければならない。

第 3 章 損益計算書

第 1 節 総 則

(記載方法及び様式)

第 65 条 損益計算書の記載方法は、本章の規定に定めるところによる。

2 損益計算書は、様式第 2 号により記載するものとする。

(区 分)

第 66 条 収益及び費用は、それぞれ医業損益、施設運営事業損益、附帯事業損益、収益事業損益、本部費、事業外収益、事業外費用、特別利益、特別損失、剰余金増加額及び剰余金減少額に分類して記載しなければならない。

第 2 節 医業損益

(医業損益の分類)

第 67 条 医業損益は、1 会計期間に属する入院診療収益、外来診療収益等の医業収益及び給与、材料、経費等の医業費用に分類して記載しなければならない。

(医業収益の範囲)

第 68 条 次に掲げる収益は、医業収益に属するものとする。

① 入院診療収益

② 室料差額収益

③ 外来診療収益

④ 保険予防活動収益

- ⑤ 医療相談収益
- ⑥ 受託検査・施設利用収益
- ⑦ 保険等査定減
- ⑧ その他医業活動により生ずる収益

(医業費用の範囲)

第 69 条 次に掲げる費用は、医業費用に属するものとする。

- ① 給与費（医業活動に関して発生した人件費をいう。以下同じ。）
- ② 材料費（医薬品、診療材料、医療消耗器具備品及び給食用材料等の費消額をいう。以下同じ。）
- ③ 委託費（検査委託、給食委託、寝具委託及び清掃委託等に関して発生した費用をいう。以下同じ。）
- ④ 設備関係費（医業活動に関する設備の使用、維持、管理及び保全等に関する費用をいう。以下同じ。）
- ⑤ 研究研修費（医業に関する研究及び研修活動に関して発生した費用をいう。以下同じ。）
- ⑥ 経費（医業活動に関して発生した費用で、前各号に該当しないものをいう。以下同じ。）

(医業損益の区分表示)

第 70 条 医業損益は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

- ① 医業収益
 - ② 医業費用
- 2 医業費用は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目をもって細分し、掲記しなければならない。

- ① 給与費
- ② 材料費
- ③ 委託費
- ④ 設備関係費
- ⑤ 研究研修費
- ⑥ 経費

(医業損益金額の表示)

第 71 条 医業収益から医業費用を控除した額（医業費用が医業収益を超える場合には、医業費用から医業収益を控除した額）は、医業利益金額又は医業損失金額として表示しなければならない。

第 3 節 施設運営事業損益

(施設運営事業損益の分類)

第 72 条 施設運営事業損益は、1 会計期間に属する介護保健施設介護料収益、居宅介護料収益、利用者等利用料収益等の施設運営事業収益及び給与、材料、経費等の施設運営事業費用に分類して記載しなければならない。

(施設運営事業収益の範囲)

第 73 条 次に掲げる収益は、施設運営事業収益に属するものとする。

- ① 介護保健施設介護料収益
- ② 居宅介護料収益
- ③ 居宅介護支援介護料収益
- ④ 利用者等利用料収益
- ⑤ 介護報酬査定減
- ⑥ その他施設運営事業により生ずる収益

(施設運営事業費用の範囲)

第 74 条 次に掲げる費用は、施設運営事業費用に属するものとする。

- ① 給与費（介護老人保健施設の事業活動に関して発生した人件費をいう。以下同じ。）
- ② 材料費（施設療養に要する医薬品、施設療養材料、施設消耗器具備品及び給食用材料等の費消額をいう。以下同じ。）
- ③ 委託費（給食委託、寝具委託及び清掃委託等に関して発生した費用をいう。以下同じ。）
- ④ 設備関係費（介護老人保健施設の事業活動に関する設備の使用、維持、管理及び保全等に関する費用をいう。以下同じ。）
- ⑤ 研究研修費（介護老人保健施設の事業活動に対する研修活動に関して発生した費用等をいう。以下同じ。）
- ⑥ 経費（介護老人保健施設の事業活動に関して発生した費用で、前各号に該当しないものをいう。以下同じ。）

(施設運営事業損益の区分表示)

第 75 条 施設運営事業損益は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

- ① 施設運営事業収益
 - ② 施設運営事業費用
- 2 施設運営事業費用は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目をもって細分し、掲記しなければならない。
- ① 給与費
 - ② 材料費
 - ③ 委託費
 - ④ 設備関係費
 - ⑤ 研究研修費

⑥ 経費

(施設運営事業損益金額の表示)

第 76 条 施設運営事業収益から施設運営事業費用を控除した額（施設運営事業費用が施設運営事業収益を超える場合には、施設運営事業費用から施設運営事業収益を控除した額）は、施設運営事業利益金額又は施設運営事業損失金額として表示しなければならない。

第 4 節 附帯事業損益

(附帯事業損益の分類)

第 77 条 附帯事業損益は、1 会計期間に属する指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業収益、介護事業収益、その他医療法第 42 条に定める附帯業務から生ずる収益からなる附帯事業収益及び給与、材料、経費等の附帯事業費用に分類して記載しなければならない。

(附帯事業収益の範囲)

第 78 条 次に掲げる収益は、附帯事業収益に属するものとする。

- ① 指定老人訪問看護事業及び指定訪問看護事業収益
 - ② 介護事業収益
 - ③ その他医療法第 42 条に定める附帯業務から生ずる収益
- 2 次に掲げる収益は、前項第 1 号の収益に属するものとする。
- ① 老人訪問看護療養費収益
 - ② 訪問看護療養費収益
 - ③ 老人訪問看護利用料収益
 - ④ 訪問看護利用料収益
 - ⑤ 介護報酬査定減
 - ⑥ 保険等査定減
 - ⑦ その他指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業により生ずる収益
- 3 次に掲げる収益は、前項第 2 号の収益に属するものとする。
- ① 介護保険収益
 - ② 利用料収益
 - ③ その他介護事業により生ずる収益
- 4 看護婦養成所等収益等の医療法第 42 条に定める附帯業務から生ずる収益のうち、第 2 項及び第 3 項に属さない収益

(附帯事業費用の範囲)

第 79 条 次に掲げる収益は、附帯事業費用に属するものとする。

- ① 指定老人訪問看護事業及び指定訪問看護事業費用
- ② 介護事業費用
- ③ その他医療法第 42 条に定める附帯業務から発生する費用

- 2 次に掲げる費用は、前項第1号の費用に属するものとする。
- ① 給与費（指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業活動に関して発生した人件費をいう。以下同じ。）
 - ② 材料費（訪問看護に要する医薬品、診療材料、医療消耗器具備品及び給食用材料等の費消額をいう。以下同じ。）
 - ③ 委託費（検査委託等に関して発生した費用をいう。以下同じ。）
 - ④ 設備関係費（指定老人訪問看護事業及び指定訪問看護事業活動に関する設備の使用、維持、管理及び保全等に関する費用をいう。以下同じ。）
 - ⑤ 研究研修費（指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業に対する研修活動等に関して発生した費用をいう。以下同じ。）
 - ⑥ 経費（指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業活動に関して発生した費用で、前各号に該当しないものをいう。以下同じ。）
- 3 次に掲げる費用は、前項第2号の費用に属するものとする。
- ① 給与費（介護事業活動に関して発生した人件費をいう。以下同じ。）
 - ② 材料費（介護事業に要する医薬品、診療材料、医療消耗器具備品及び給食用材料等の費消額をいう。以下同じ。）
 - ③ 委託費（検査委託等に関して発生した費用をいう。以下同じ。）
 - ④ 設備関係費（介護事業活動に関する設備の使用、維持、管理及び保全等に関する費用をいう。以下同じ。）
 - ⑤ 研究研修費（介護事業に対する研修活動等に関して発生した費用をいう。以下同じ。）
 - ⑥ 経費（介護事業活動に関して発生した費用で、前各号に該当しないものをいう。以下同じ。）
- 4 次に掲げる費用は、前項第3号の費用に属するものとする。
- ① 給与費（医療法第42条に定める附帯業務に関して発生した人件費のうち、第2項第1項及び第3項第1項に属さないものをいう。以下同じ。）
 - ② 材料費（医療法第42条に定める附帯業務に要する教材費、施設消耗器具備品及び給食用材料等の費消額のうち、第2項第2項及び第3項第2項に属さないものをいう。以下同じ。）
 - ③ 委託費（清掃委託等に関して発生した費用のうち、第2項第3項及び第3項第3項に属さないものをいう。以下同じ。）
 - ④ 設備関係費（医療法第42条に定める附帯業務に関する設備の使用、維持、管理及び保全等に関する費用のうち、第2項第4項及び第3項第4項に属さないものをいう。以下同じ。）
 - ⑤ 研究研修費（医療法第42条に定める附帯業務に対する研修活動等に関して発生した費用のうち、第2項第5項及び第3項第5項に属さないものをいう。以下同じ。）

- ⑥ 経費（医療法第 42 条に定める附帯業務に関して発生した費用で、前各号に該当しないもののうち、第 2 項第 6 項及び第 3 項第 6 項に属さないものをいう。以下同じ。）

（附帯事業損益の区分表示）

第 80 条 附帯事業損益は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

- ① 附帯事業収益
 - ② 附帯事業費用
- 2 附帯事業費用は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目をもって細分し、掲記しなければならない。
- ① 給与費
 - ② 材料費
 - ③ 委託費
 - ④ 設備関係費
 - ⑤ 研究研修費
 - ⑥ 経費

（附帯事業損益金額の表示）

第 81 条 附帯事業収益から附帯事業費用を控除した額（附帯事業費用が附帯事業収益を超える場合には、附帯事業費用から附帯事業収益を控除した額）は、附帯事業利益金額又は附帯事業損失金額として表示しなければならない。

（指定老人訪問看護事業及び指定訪問看護事業損益の表示）

第 82 条 指定老人訪問看護事業及び指定訪問看護事業収益及び費用については、第 78 条第 1 項の区分において附帯事業の各項目に含めることが困難であると認められる場合には、同項の区分にかかわらず、第 70 条の医業損益の項目に含めて区分することができる。

第 5 節 収益事業損益

（収益事業損益の分類）

第 83 条 医療法人に関する告示に規定する収益事業に係る損益は、1 会計期間に属する医薬品販売収益、配食サービス収益等の収益事業収益と給与、材料、経費等の収益事業費用に分類して記載しなければならない。

（収益事業収益の範囲）

第 84 条 厚生省告示第 108 号に規定する収益業務から生ずる収益は、収益事業収益に属するものとする。

（収益事業費用の範囲）

第 85 条 収益事業を行うため発生したすべての費用は、収益事業費用に属するものとする。

（収益事業損益の区分表示）

第 86 条 収益事業損益は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

① 収益事業収益

② 収益事業費用

2 収益事業費用は、次に掲げる項目を示す名称を付した科目をもって細分し、掲記しなければならない。

① 給与費

② 材料費

③ 委託費

④ 設備費

⑤ 経費

3 前項の規定にかかわらず、収益事業の内容をより明瞭に表示すると認められる場合には、適当と認められる費目に分類し、当該費用を示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

(収益事業損益金額の表示)

第 87 条 収益事業収益から収益事業費用を控除した額（収益事業費用が収益事業収益を超える場合には、収益事業費用から収益事業収益を控除した額）は、収益事業利益金額又は収益事業損失金額として表示しなければならない。

第 6 節 本部費

(本部費の範囲)

第 88 条 医療法人が各施設とは別に法人本部を設置している場合の当該本部に関して発生したすべての費用は、本部費に属するものとする。

(本部費の表示方法)

第 89 条 本部費は、本部費の科目に一括して掲記しなければならない。

(事業損益金額の表示)

第 90 条 医業利益金額又は損失金額、施設運営事業利益金額又は損失金額、附帯事業利益金額又は損失金額及び収益事業利益金額又は損失金額の合計額が利益の場合には、当該利益又は損失合計額から本部費を控除した額（本部費が当該利益又は損失合計金額を超える場合は、本部費から当該利益又は損失合計額を控除した額）を事業利益金額若しくは事業損失金額として表示し、又は当該利益又は損失合計額が損失の場合には、当該利益又は損失合計額に本部費を加えた額を事業損失金額として表示しなければならない。

第 7 節 事業外収益及び事業外費用

(事業外収益の表示方法)

第 91 条 事業外収益に属する収益は、受取利息、受取配当金、有価証券売却益、患者外給